

平成二十二年第二十回

荒川区教育委員会定例会

平成二十二年十月二十二日  
於）荒川区立生涯学習センター第三会議室

荒川区教育委員会

平成二十二年荒川区教育委員会第二十回定例会

一 日 時 平成二十二年十月二十二日 午後二時三十分

二 場 所 荒川区立生涯学習センター第三会議室

三 出席委員 委員長職務代理者 高田昭仁  
委員 小林敦子  
委員 青山侑子  
委員 高野照夫  
委員 川寄祐弘

四 出席職員 教育部長 新井基司  
教育部総務課長 入野隆二  
教育施設課長 樋口隆之  
学務課長 三枝直樹  
社会教育課長 佐藤泰祥  
社会体育課長 泉谷清文  
指導室長 鈴木明雄  
南千住図書館長 東山忠史

五

案件

(一) 報告事項

ア 平成二十二年度 特別区人事委員会勧告の概要について  
イ 「第十九回荒川リバーサイドマラソン」の実施について

(二) その他

書 書  
記 記

湯 大  
田 谷  
道  
徳 実

委員長

それでは、ただいまから荒川区教育委員会第二十回定例会を開催いたします。

本日の定例会より、新委員長として会議を進めさせていただきます。高野先生、一年間大変ご苦勞までございました。

高野委員

ありがとうございました。

全員

ありがとうございました。

委員長

今後、各委員の皆様のご協力をいただきながら委員長としての職責を果たしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、出席委員数のご報告を申し上げます。五名出席でございます。

本日の会議の会議録署名委員は、小林委員及び青山委員にお願いいたします。

教育長、あいさつをお願いいたします。

教育長

本日の審議、よろしくお願いいたします。

委員長

初めに、会議録の承認を行います。

お手元に、平成二十二年七月二十三日の会議録を配付しております。本会議録につきましても、既にお手元に送付して確認等をしていただいたものですが、本日、特に委員から意見等がなけれ

ば承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員一同 ―――― 異議なし)

委員長

それでは、平成二十二年七月二十三日の会議録を承認いたします。

次に、本日の議事日程に従い議事を進めます。

本日は、報告事項が二件でございます。

初めに、「平成二十二年度特別区人事委員会勧告の概要について」、事務局より説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、教育総務課長よりご説明を申し上げます。

お手元に、「平成二十二年特別区人事委員会勧告の概要」と題しました資料を用意させていただきました。十月十二日、特別区人事委員会は、二十三区の各区長と各区議会議長に対しまして特別区職員の給与等に関する勧告を行ったところでございます。

本年の勧告のポイントでございますけれども、一ページの上段のところにポイントを三つまとめてございます。

一点目は、特別区職員の給与が民間給与を上回っているために、給与の引き下げ改定を行うとともに、期末・勤勉手当を〇・二カ月分引き下げ、年間三・九五カ月とするというものでございます。二点目につきましては、地域手当の支給割合を一七％から一八％に引き上げ、この引き上げ分と同率程度、給料月額本体を引き下げるというものでございます。さらに三点目につきましては、幼稚園教育職員の人事・給与制度の改正に伴い、新たな給料表を策定するというものとな

っております。それぞれにつきまして説明を加えさせていただきます。

初めに、月例給与の引き下げ改定でございますけれども、一ページの下の段に、本年四月時点の民間給与と特別区職員の給与比較の結果が記載をされております。民間従業員の月例給与につきまして、特別区内の企業規模五十人以上で、かつ、事業所規模五十人以上の事業所から無作為抽出し、調査を行ったところ、その平均は、記載のとおり、四十一万九千二百二円、同時期の特  
別区職員の月例給与四十二万四百六十一円と比較いたしました。額にして千二百五十九円、率は〇・三％、特別区職員の給与が上回っているという状況にあることが判明いたしました。そのため、今回、この公民格差、額にいたしまして千二百五十九円、〇・三％相当分を解消するため、特別区職員の給与の引き下げ改定を行うといった勧告となったものでございます。

資料の二ページでございます。この公民格差の解消を目的とした今回の引き下げ改定を行うに当たりましては、現在支給されております地域手当につきまして、その支給割合を現状の給料月額の一七％から一八％に一％引き上げるとともに、この地域手当の支給割合の引き上げ分と同程度、本体となる給料月額を引き下げるといった対応もあわせて行い、全体といたしまして、月例給与を千二百五十九円引き下げるといった効果を発揮するものとしてございます。

二ページのIIの四のところ、「配分」と記載した欄がございます。地域手当の支給割合の変更に伴う給料、地域手当、はね返り等の部分、それから、平成二十二年の公民格差の解消によります給料本体の改正の部分、あわせまして、一番右の欄でございますけれども、合計千二百五十九円の公民格差の解消の結果として図るといった内容となっております。

この地域手当でございますけれども、平成十八年四月に国家公務員の給与構造改革の一環といったしまして、各地域に勤務する国家公務員の給与につきまして、それぞれの地域の民間賃金等の

実態が適切に反映されるように、地域別に基本給の最低三％から最高一八％の範囲で支給するよう制度を創設したものでございます。特別区におきましても、同時期に地域手当を盛り込み、条例化をしたものでございますが、その際、地域手当の支給割合につきましましては、国にない一八％と規定をした経過がございます。しかし、同時に、附則におきまして経過措置を定め、平成二十二年度まで段階的に地域手当を引き上げ、逆に基本給を引き下げるといった措置をとるとしてきた経過がございます。これまで十八年の一三％をスタートといたしまして、十九年一四・五％、二〇年一六％と引き上げ、昨年の勧告で一七％としていたものですが、本年の勧告により、当初想定をしております条例の本則どおり一八％とするものでございます。

また、特別給・ボーナスの年間支給月数でございますが、先ほどの民間給与実態調査によりますと、民間の支給月数が三・九七カ月、特別区の職員の月数が四・一五カ月でございますので、比較をいたしまして特別区の水準が〇・一八カ月上回っているという状況でございました。このような民間における特別給の支給の状況、あるいは先行いたします国の人事院勧告や他の地方公共団体の動向等も勘案いたしましたして、今回、特別区職員の特別給の支給月数を現行の四・一五カ月から三・九五カ月に〇・二カ月削減するものでございます。

この特別給、期末・勤勉手当の支給月数の引き下げ〇・二カ月分の配分に当たりましたは、一般職員を例にいたしますと、期末手当におきまして〇・一五カ月分、勤勉手当におきまして〇・五カ月分、それぞれ引き下げるということにございます。全体として、勤勉手当の支給の比重を高め、勤務成績をより反映したものに特別給がなるような配慮を加えたものとなっております。います。

以上が、今回の人事院委員会勧告におけます月例給与の引き下げ改定と特別給の支給月数減の

内容でございます。今回の措置によりまして、特別区人事委員会の試算によりますと、私も特別区の職員の平均給与の減少額は十万八千円、率にして一・六％の減となるというようなところでございます。

今回、特別区におきまして月例給与、特別給ともマイナスとなりましたのは二年連続となります。また、特別給の支給月数が四カ月を割りましたのも、昭和五十三年に特別区人事委員会が設置され勧告を開始して以来初めてのものとなっております。先行して勧告を行っております国、あるいは都、政令市等の状況を見ましても、私どもと同様に、全体として給与水準を引き下げるものとなってございます。引き続き、我が国の厳しい経済・雇用環境を反映したものとなっておりますところでございます。

あわせまして、今回の勧告の中では、幼稚園教育職員の給料表につきまして、現行の三級制から四級制に改めるといった内容が盛り込まれてございます。現行の幼稚園教育職員の給料表でございまして、園長職を三級に位置づけ、また、教頭と教諭につきましては二級職、さらに助教諭につきましては一級と位置づけられているところでございます。より重い職責や責任を担っております教頭が一般の教諭と同じ等級の二級に格付されていること、また、現場では任用制度によらない事務分掌上の位置づけとして「主任」と呼ばれる教諭が存在するなど、幼稚園の任用・給与制度は職務や職責が十分反映されたものとなっていないといった課題がございました。そのために、人事委員会勧告におきまして、過去、二十年、二十一年と二年継続して、この幼稚園教育職員の給与の構成を検討する必要があると言及してきた経過がございます。このような経過を踏まえまして、今回、現給料表において一級に位置づけられております助教諭につきまして、現在各区に在職者もなく、また、今後もその必要がないということからこれを廃止いたしま



す。また、新たに副園長と主任教諭の職を設置いたしました。園長につきましては四級に、副園長を三級に、主任教諭を二級にそれぞれ位置づけた上で、一般の教諭を一級とする四層に格付をいたしました。職務や職責をより反映した任用制度、給与制度の案を作成しているものでございます。

今回の勧告の実施につきましては、現在、労使協議が進められているところでございます。協議が整った際には、直ちに関係条例や規則の改正を行う必要があります。例年ですと、十一月の半ばから下旬にかけて、大変限られた時間の中で本委員会にもお諮りをしてご審議をお願いする状況となります。定例会や臨時会の開催を行う間がなくて文書付議によるご審議とさせていただきます。今後、事務局で状況の把握を進めまして、対応につきましてご相談をさせていただくこととなりますので、引き続き、よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

私からのご説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

ただいまの説明について質問がございますか。

青山委員

特にありません。デフレから一日も早く脱却することを望みます。

小林委員

教育委員会事務局の皆様方を見てみると、本当によく仕事をされていて、お気の毒だなという思いが強いのですが、やはり民間に合わせるといふことで仕方ないかなと思っております。

委員長

幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正が後日また審議事項に出てきますね。

教育総務課長

はい。給与条例を改正することになりますので、またご審議をお願いすることになります。

先ほどご説明をしましたように、現在、労使協議を進めております。その労使協議が整った段階で、通常ですと十一月の半ばから下旬ぐらいになるのですが、特別給の支給にかかわってくる状況がございしますので、基準日の十二月一日の前、十一月の末の本議会には条例案を付議するというスケジュールになるかと思えます。先ほどご説明をいたしましたように、余り間がないものですから、例年などの場合ですと文書でのご審議をお願いしているような経過でございします。慌ただしい状況になると思えますけれども、今後逐次、状況をご報告させていただきます。

委員長

それでは、特に発言がなければ、次に移ります。

続きまして、「『第十九回荒川リバーサイドマラソン』の実施について」、社会体育課長、説明をお願いします。

社会体育課長

ご説明させていただきます。

「『第十九回荒川リバーサイドマラソン』の実施について」、ご説明させていただきます。資料に沿って説明させていただきます。

骨子といたしましては、マラソンを通じまして、だれもが気軽にスポーツに親しみ、明るく豊かな区民生活を営みますとともに、心身の健全な発達と相互の交流を深める契機とすることを目的にいたしまして、「第十九回荒川リバーサイドマラソン」を実施するもので、その内容について

ご報告させていただきます。

主催は、荒川リバーサイドマラソン実行委員会、あわせて荒川区と荒川区教育委員会も主催となっております。

主管としまして、実際に実務を担っていただく団体につきましては、荒川区体育指導委員会、荒川区陸上競技協会、荒川区青少年委員連絡会等、各団体にご協力いただいております。

後援につきましては、荒川区体育協会の後援をいただいております。

また、協賛としまして、東京荒川ライオンズクラブ、東京都トラック協会荒川支部青年部、東京都水道局から協賛をいただいております。

実施期日でございますが、十一月二十一日日曜日、九時からでございます。タイムテーブルとしましては、九時から開会式を行いました、二キロの部が九時四十分、三キロの部が十時三十分と随時スタートさせていきまして、最終的には十二時四十五分から表彰式及び閉会式を行う予定でございます。

会場といたしましては、足立区小台にございます荒川区営少年運動場をスタート・ゴール地点として主会場となります。コースは、荒川河川敷の右岸でございます。上流は五色桜大橋から下流の常磐線ガードの間がコースとなっております。

種目としましては、先ほど申しましたとおり、二キロ、三キロ、五キロ、十キロの四つの種目となっております。

参加の要件につきましては、マラソンに関心がある小学生以上ということ、区外の方も可能としております。今回も区外の方を二百人という枠で募集させていただきます。実質二百五十名の区外の方の参加がございました。

参加費は、小・中学生が三百円、高校生以上一般の方は千円いただいております。

申し込み者数でございます。資料に二千九十一名とございますが、今週、エントリーしている種目等をもう一度精査したところ、申しわけございませんが、一名違っております、二千九十二名の申し込みがございました。昨年が千七百四十一名ということで、昨年より大幅にふえてございます。

資料の三枚目でございますが、第一回大会は四百五十五名の申し込みでございまして、千人を超えたのは平成十七年の第十四回大会、今から五年前でございます。そして、ことしが二千名を超えたということで、年々大きくふえてございます。

概要については以上でございます。

経過としましては、今申し上げました資料三枚目にあるとおり、第一回は平成四年から始めさせていただきました。その後、平成八年から障がい者の受け入れということで、今回も十名ほどの障がい者の方が参加されるということで承っております。また、今まではゼッケン番号とストンプウォッチの時間で計測をしていたものを、平成二十一年からは、ICチップによりましてパソコンで機械的に計測するという方式をとりました。今年度も同様に、選手にICチップを付けていただきました。ゴールした時点で自動的に計測ができるという方式をとらせていただきます。

また、昨年までは二キロコースのみ逆方向にスタートしていたのですが、今回は各コースとも同一方向にスタートできるようにコース設定を変えさせていただきました。

概要については以上でございます。

あわせて、教育委員の皆様にご案内ということで小封筒を名札のところへ置かせていただきました。封筒の中にご案内状と返信用のはがきを入れさせていただきましたので、出欠につい

て記入の上、十一月八日までに、社会体育課へご返信いただきますと幸いです。  
説明につきましては、以上でございます。

委員長

ただいまの説明について質問はございますか。

青山委員

最高年齢は何歳ぐらいの人が参加していますか。

社会体育課長

手元に名簿がないのですけれども、七十歳近い方がいらっしゃるかとは思いました。

青山委員

今まで事故はないですか。

社会体育課長

コース上の各ポイント、救護所にドクターを三名つけておりますので、大きな事故はなかったと聞いております。

青山委員

私、都庁で高齢福祉部長をやっていたときに、シルバートのオリンピックピックというのがありました。それで、駒沢オリンピック公園とか、幾つかのそういう会場を借り切ってやるのです。もちろん走るのもあるし、卓球だとか、テニスだとか、いろいろなスポーツをやるわけです。そうしたら、卓球をやっている、ゲーム中に「うーん」とうなって亡くなってしまった人がいたのです。

小林委員

そうですか。卓球ですか。

青山委員

そう。七十代の方で。シルバークのオリンピックですから高齢者ばかりなんです。もちろん、高齢者ですから、必ず医師の診断とかを全部義務づけているのです。でも、突然そうやって七十代の方が亡くなることもありました。主催者として、その後、いろいろな対応が必要となった記憶があるのです。ここは、その種の事故が今まで全くなかったのはいいですね。

社会体育課長

はい、幸いなことに。

青山委員

健康診断とか、体調が悪かったらやめるよう指導するとか、そういうことを徹底されたほうがいいと思います。それでも避けられないことはありえますけれどもね。

教育長

道々に体育指導委員とかいろいろな人がちゃんとついているのです。

社会体育課長

はい。監視員という形で行っておりまして、先ほど言いましたように、医師も三カ所配置しているという形になっています。

教育長

天候に大分左右されますね。

青山委員

そうですね。

教育長

やはり寒いときは危険も多くなりますね。

青山委員

人気があるのですよね。東京マラソンなども物すごい人気ですね。

小林委員

資料に参加率が出ていますが、雨のときは参加率が低くなっていますね。

青山委員

そうですね。

高野委員

九〇%。

小林委員

去年は非常に高いですね。九一・二%。

高野委員

去年が一番いいですね。

青山委員

伝統があるのですよね。十九回ですか。

小林委員

そうですね。

青山委員

東京マラソンと言うけれども、荒川では早くからやっています。

委員長

ニキロコースのスタートというのは、前は上流のほうに向かって走っていたのですね。それを今度は下流のほうというと、長距離はみんな下流のほうなのです。

社会体育課長

スタートはみんな下流に向かって、十キロだけは折り返しましてもう一回上流に行つてゴールになります。

委員長

五色桜のほうまで行つて。

社会体育課長

はい。それ以外、皆さん下流に向かって戻ってくるというコースなのです。

委員長

このニキロは行つたままなんです。

社会体育課長

いや、帰つてきます。一キロ行つて帰つてきます。

委員長

それが終わってからでないと次のスタートは出ないわけですか。

社会体育課長

そうです。先ほど言ったICチップはゴールゲートをくぐらないとカウントができませんので。

高野委員

そういうことですか。

社会体育課長



はい。スタートとゴールは一緒になるという形です。

委員長

一つ一つ競技が終わってからでないかとスタートできないのですか。

社会体育課長

はい、そうなんです。

委員長

だから、開会式に出て、あとはスタート時間までみんな消えて行って、また集まってくると。

社会体育課長

今回、二キロの部のふれあいマラソンという形で、今までも十キロの部の人が練習といますか、お子様と一緒に二キロだけ走って、もう一回走りたいという人がいたのですけれども、今度は正式に二種目出ていいことになりました、一回、二キロを子どもさんと走って、その後、自分の部の十キロにという方も何人かいらっしゃいます。

高野委員

二千九十二人というのは延べ人数ですか？

社会体育課長

はい。

小林委員

延べ人数ですか。

社会体育課長

二つエントリーしたところは二つカウントされることになります。

小林委員

そうすると、このふれあいマラソンが前年比で二百二人ふえているというのは、要するに重複している分がふえているということなのですか。

社会体育課長

全員が重複とは限りませんが、今まで伴走という形でやっていた人も正式にタイムがわかるようになり、一緒に走ってもいいですよという形になりました。

小林委員

なるほど。

委員長

正式なタイムをはかっても、子どもと一緒に走るのだから……。

中学校の駅伝の選手が参加しているのですか。

社会体育課長

はい。駅伝の選手は招待選手という形で、二十三名の方をエントリーという形にさせていただいています。

教育長

都の駅伝の予行練習みたいな感じでやっています。去年は東京都で女子は十三位、男子は十九位、総合十二位（五十チーム）で好成績でした。

社会体育課長

そうです。選手は、候補選手で今回二十三名ということになります。

小林委員

先ほど、区外の方が二百五十一名というふうなことだったのですけれども、区外の方というのはどのクラスで参加される方が多いのですか。

社会体育課長

やはり、日ごろ走っている方が多いので、五キロ、十キロの部に多くなっています。

青山委員

教育長は参加しないのですか。

教育長

私は、昔は十キロ走っていましたが、最近はだめですね。一度、上野公園の西郷さんのところの鉄柱で足を打って、それでも走ったのですが、途中で足が動かなくなっていました。中学校に勤務していたときですが、生徒をいっぱい集めて走り、その最終走者をしていました。

青山委員

自分でジョギングなさっていますか？

教育長

生徒を集めて走っていた際に、よそ見していたので、足をぶつけて、それで無理して走ったら、途中で足が棒のように。

小林委員

痛そうですね。

教育長

すごい苦しい思いをしましたけれども、恥ずかしくてね。足を引きずりながらやった。その後、

実踏で山へ行ったら、もっと辛かったです。

委員長

去年は、僕も開会式に行ったのだけれども、ケーズデンキの駐車場に参加者がいっぱい車をとめていました。その後、多分、ケーズデンキからの電話で、パトカーが来て、「ケーズデンキに車をとめた方はすぐに移動してください」とやっています。

教育長

これは注意したほうがいいですね。

委員長

ことは気をつけないと。

社会体育課長

はい。もちろん、気をつけさせていただきます。

委員長

それでは、これはよろしいですか。

ただいまのご説明に質問ありませんね。

(委員長一同 ―――― 質疑なし)

委員長

それでは、予定されているきょうの案件は以上ですが、事務局から連絡事項はございますか。

教育総務課長

それでは、私から幾つかご連絡を差し上げたいというふうに思っております。

本日の今後の予定でございます。教育委員会の定例会が終わった後に、協議会といたしまして、

教育センターをご視察いただく予定にしてございます。その後に、先ほどお話が出ましたけれども、中学生の東京駅伝の結団式にご臨席をいただきたいと思います。思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、お席に、二十二年度の第二ブロックの教育委員会協議会の日程調整についてメモを置かせていただきました。候補日を何日か記載させていただきました。先生方のご都合のよろしい日に丸をつけていただき、後ほど、事務局に提出をいただきますようお願いいたします。

それから、お手元に『時をこえて』と題した、区の再開発課のほうで汐入地区の再開発事業の歩みを記録した冊子をつくらせていただきました。教育委員の皆様にといいことでお預かりをしておりましたので、本日、お手元に配付させていただいております。

青山委員

いい記録をつくりましたね。「感激していた」と言っておいてください。

教育総務課長

ありがとうございます。伝えたいと思います。本冊子をぜひごらんいただければと思います。

青山委員

この事業には、私、最初から最後まで結構関係しているのです。最初に年表が載っているでしょう。この十六ページの左上に、平成十二年九月、東京都総合防災訓練実施と書いてあるでしょう。これはなぜかというところ、この九月の防災訓練の日に、一部残しておいた木造家屋を用いた消火訓練を行ったのです。

小林委員

迫力がありますね。

青山委員

これはめったにない消火訓練だったので。

私などはこれは思い出ばかりです。昭和六十二、六十三年ごろもめていて、深夜までの協議とか、そのころ私は都市計画局においてこれをやっていたのです。

小林委員

昭和のときからですか。

青山委員

そうです。

高野委員

平成十九年四月、これも関係していたのですか。

青山委員

それはもう関係していません。

高野委員

先生がかかわったのは何年ぐらいまでですか。

青山委員

平成十二年までです。

でも、平成十三年ぐらいに、もうそろそろ会計を締めたので、そのときに何度かごあいさつに伺いました。この間、中学校の運動会で会いました。教育長もご一緒のときでしたね。

小林委員

最初にかかわられたのは昭和……。

青山委員

昭和六十二、六十三年ごろ、都市計画局の課長をやっていたところです。

小林委員

そうですか。それは長いですね。

青山委員

昭和ですよ。

委員長

これはすばらしい記録ですね。

青山委員

これは、役所でよくつくりましたよね。すごい。

教育部長

私自身でも、これを見ますと、平成十二年に「とちのき」と「さくら」保育園が開園と書いてありますけれども、保育園……。そのときは福祉部の福祉計画課にいましたので、児童福祉課長と一緒に住棟下に作った保育園二園、その後は高齢者施設の所管課長だったので、通所サービスセンターをつくっていますので、そういう意味では大変懐かしく思います。その後は、今度は教育委員会に来て、学校とのかかわりをやっています。

青山委員

皆さんかかわっているのですね。これは、皆さん、欲しがると思いますよ。

青山委員

荒川は汐入は後からやってよかったですよ。四ページ、五ページに写真がありますけれども、

東のほうは、二キロ、万里の長城をつくってしまったのですね。

小林委員

ずっと横に一列になっていますね。

青山委員

これが防火壁なのです。

小林委員

防火壁ですか。

青山委員

宇宙衛星からも見えるんですけど。できた当時は自慢したのですけれども。地下は、二キロ全部、地下の送管なのですけれども、二トントラックが走れるようになっていきます。そこで、水神大橋のところの建物は下から上まで全部備蓄倉庫になっています。それをトラックで下におろして、地下をトラックが行き交う。実際にはそんなことはしないですけれども、そういうことも可能なようにできているのです。

小林委員

そうなんですか。

青山委員

もちろん、水もいろいろいる。水パイプとかいろいろいるものが地下にあって、とにかく、この万里の長城に逃げ込めば当分は生活できるような機能を備えているのです。

小林委員

では、いざとなったらここに逃げ込めばいいと。



青山委員

そう。当時は、そういう逃げ込むまちづくりという発想だったのですね。それはさすがにだめだと。逃げないでいいまちづくりが必要だという当たり前の話になって汐入をつくったので、汐入はいいのです。

私が現職のときに既にもめたのは、この四ページ、五ページの写真で、屋上に黄色いのがあって、これが水タンクなのです。

周りが火事になったときに、この水を使って放水するということになっていきます。でも、火の粉が飛ぶでしょう。そのために放水銃がいまだにベランダに設置してあるのです。三階ぐらいの部分に放水銃がずらっと並んでいて、びやーっと放水して……。機関銃みたいなものが置いてあるのです。行けばすぐわかるようなものですけれども。それで、周辺の飛び火を消火するようになっているのです。

高野委員

よくできていますね。

小林委員

本当に要塞みたいですね。

青山委員

そう。まさに要塞なんです。

ベランダには鉄製のシャッターがおりて……。ビルと言っても、神戸でもそうだし、関東大震災でもそうだし、ビルもマンションも焼けるのです。ビルやマンションは不燃系というのは全くうそで、誤解で、錯覚で、実際には火事になるのです。それを避けるためにこの建物は全部シャ

ッターがおりるようになっていっているのです。中が燃えないように。

委員長

墨田区が燃えてきても荒川区に燃えてこないね。

小林委員

この万里の長城があるから。

委員長

ここでみんなとまってしまおう。

青山委員

だから、海外の防災の専門家が来たときは、これを見せるとすごく喜ぶのです。「四十年前の発想なんだから、今、日本はこんな考え方をしていないから」と言うのだけれども、ここが一番感激していただけるのですね。

高野委員

すごい発想ですものね。

小林委員

東京大空襲のような空襲があっても大丈夫と。

青山委員

防空壕みたいなものです。

特に地下道を真っすぐ二キロ走れる、それを見ると、海外の人は皆さん感激します。

物すごく頑丈な建物ですから。つくりが、およそマンションとは思えないような、コンクリートがごつごつしている建物です。私はめったに行かないことにしているのですけれども、あそこ

しかないから、年に一、二回は外国人を連れていくのです。

青山委員

この中にすごい写真があるのです。昔の写真がありました、二十一ページにある写真が昔の汐入なのです。

教育長

これがかみそり堤防と言うでしょう。

青山委員

そうなんです。水神大橋のところ、一メートル分ぐらいこの壁を残したのです。汐入は、今、屋根よりも高いところに地面がありますからね。後に移り住んだ人はこんなのは信じられないと思います。

汐入は、土地によっては土盛りを五メートルも六メートルもしているのです。でも、今住んでいる人は最初から高いと思っっているだろうから。

教育長

天井川ですよね。川が上にある。

青山委員

そうですね。

教育長

これが決壊したら、あつという間に……。

委員長

写真で見ると、そんなに高さはないうだけれども、自然堤防も結構高いんですね。

高野委員

汐入は随分畑がありましたね。

青山委員

そうですね。それはさらに昔ですね。再開発を始めたときは、木造の住工混在の地域でした。  
委員長

それでは、きょうは、予定では三時十分から視察がありますので、以上をもちまして、教育委員会第二十回定例会を閉会いたします。

休憩後、協議会、そして、荒川区立教育センターの視察及び関係者との意見交換を行いますので、よろしくお願いいたします。

―――  
了―――